

各務原市職員自主研修・グループ研究助成金交付要綱

(令和5年9月15日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の自己啓発意欲を高め、並びにその資質及び政策形成能力の向上を図るため、職員の自主的な研修の受講又は調査研究（以下「研修等」という。）に必要な経費の一部について、予算の範囲内で職員自主研修・グループ研究助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。

(助成対象研修等)

第3条 助成金の交付の対象となる研修等の種類は、次の各号に掲げるものとし、その内容は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 自主研修 職員が個人で次のいずれかに該当する研修、通信教育講座等を受講するもの
 - ア 職務遂行に必要な技能又は知識の習得に資するもの
 - イ 職務遂行に必要な資格の取得を目的とするもの
 - ウ その他市長が職務上有益であると認めるもの
- (2) グループ研究 5人以上の職員で結成したグループ（以下単に「グループ」という。）が、次のいずれかに掲げる事項に関する研修を受講し、又は調査研究を行うもの（一の年度内に完了するものに限る。）
 - ア 職務遂行に必要な技能又は知識の習得に資すると認められる事項
 - イ 本市の行政に関連する事項
 - ウ 市長が指定し、職員の意見提案を募集した事項
 - エ その他市長が職務上有益であると認める事項

(助成対象経費)

第4条 自主研修に係る助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、自主研修に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 研修、通信教育講座等の受講料
- (2) 講師、指導者等に対する謝礼金
- (3) その他市長が必要と認める費用

2 グループ研究に係る助成対象経費は、グループ研究に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 図書、資料等の購入費
 - (2) 講師、指導者等に対する謝礼金
 - (3) 会場等の使用料又は賃借料
 - (4) その他市長が必要と認める費用
- (助成金の額)

第5条 自主研修に係る助成金の額は、前条第1項に規定する助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、3万円を限度とする。

2 グループ研究に係る助成金の額は、前条第2項に規定する助成対象経費の額とし、5万円を限度とする。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(グループ研究に係る助成金の交付を受けようとする場合にあつては、グループの代表者)は、職員自主研修・グループ研究助成金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、複数年度にわたる自主研修について助成金の交付を受けようとする者は、職員自主研修実施承認申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、自主研修又はグループ研究を開始しようとする日の1月前までに行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による交付の申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めるときは、職員自主研修・グループ研究助成金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による自主研修の実施の承認の申請があったときは、その内容を審査し、当該自主研修が助成金の交付の対象となるものであると認めるときは、職員自主研修実施承認通知書（様式第4号）により当該申請をした者にその実施を承認した旨を通知するものとする。

（研修内容の変更等）

第8条 前条各項の規定による通知を受けた者は、自主研修又はグループ研究の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、職員自主研修・グループ研究（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の適否を決定し、職員自主研修・グループ研究（変更・中止・廃止）承認・不承認通知書（様式第6号）により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

（助成金の交付請求等）

第9条 第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者は、自主研修又はグループ研究が完了したときは、職員自主研修・グループ研究実施報告書兼助成金交付請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、当該完了の日から1月を経過する日又は当該完了の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

（1）助成対象経費を支払った事実及び額が確認できる書類

（2）前号の書類に助成対象経費の内訳が記載されていない場合にあっては、明細書等の助成対象経費の内訳が確認できる書類

（3）その他市長が必要と認める書類

2 第7条第2項の規定により複数年度にわたる自主研修の実施の承認を受けた者は、自主研修が完了したときは、職員自主研修・グループ研究助成金交付申請書兼請求書（様式第8号）に前項各号に掲げる書類を添えて、当該完了の日から1月を経過する日又は当該完了の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めるときは、職員自主研修・グループ研究助成金交付決定通知書により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条第1項の規定による実施報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該実施報告をした者が指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による交付の決定をしたときは、速やかに当該交付を申請した者が指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(研究成果の公表等)

第11条 市長は、必要に応じてグループ研究の成果等を公表し、又は報告会を開催して職員に周知するものとする。

(助成金の交付の制限)

第12条 同一の職員又はグループが助成金の交付を受けることができる回数は、一の年度につき1回限りとする。

2 助成金の交付を受けた職員又はグループは、当該交付に係る自主研修又はグループ研究と同様の趣旨の自主研修又はグループ研究について、再度助成金の交付を受けることができない。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、助成金の交付の決定を受けた職員又はグループが次の各号のいずれかに該当するときは、その交付の決定を取り消すことができる。

(1) 自主研修又はグループ研究を完了することが不可能となったとき。

(2) 助成金の交付の決定を受けた年度の末日までに自主研修又はグループ研究を完了することができなかつたとき。

(3) 虚偽その他不正な行為により助成金の交付の決定を受けたと認めるとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第14条 助成金の交付を受けた職員又はグループは、その交付の決定が取り消されたときは、助成金の全部を返還しなければならない。

(手続の統合及び省略)

第15条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。ただし、複数年度にわたる自主研修に係る助成金の交付については、規則第4条の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、

並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、複数年度にわたる自主研修にあっては同日以後に完了するものについて、一の年度内で完了する自主研修及びグループ研究にあっては同日以後に開始するものについて適用する。

(各務原市職員自主研修援助要綱の廃止)

2 各務原市職員自主研修援助要綱（平成18年3月17日決裁）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に複数年度にわたる自主研修に着手している場合又はこの要綱の施行の日から2月を経過する日までに自主研修若しくはグループ研究を開始しようとする場合における第6条第3項の規定の適用については、同項中「自主研修又はグループ研究を開始しようとする日の1月前」とあるのは、「市長が指定する期日」とする。

年 月 日

（宛先）各務原市長

所 属
 申請者 職名・氏名
 内線番号

職員自主研修・グループ研究助成金交付申請書

職員自主研修・グループ研究助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

研修等の種類	<input type="checkbox"/> 自主研修 <input type="checkbox"/> グループ研究
研修等の名称	
研修等の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
費用の総額	円
申請金額	円
【研修等の課題、目的、内容、方法等】	

【グループ研究の参加者】（※自主研修の場合は記入不要）

職員番号	職名	氏名	所属
		(代表者)	

※助成対象経費の内訳が分かる書類を添付してください。

年 月 日

（宛先）各務原市長

所 属
申請者 職名・氏名
内線番号

職員自主研修実施承認申請書

職員自主研修・グループ研究助成金の交付の対象となる自主研修を実施したいので、次のとおり申請します。

自主研修の名称	
自主研修の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
費用の総額	円
申請予定金額	円
【自主研修の課題、目的、内容、方法等】	

※助成対象経費の内訳が分かる書類を添付してください。

様

各務原市長

職員自主研修・グループ研究助成金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました職員自主研修・グループ研究助成金の交付につきましては、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

記

研修等の種類	<input type="checkbox"/> 自主研修 <input type="checkbox"/> グループ研究
研修等の名称	
研修等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
費用の総額	
交付決定金額	円
交付の条件	
備考	

様

各務原市長

職員自主研修実施承認通知書

年 月 日付で申請のありました職員自主研修・グループ研究助成金の交付の対象となる自主研修の実施承認の申請につきましては、下記のとおり承認することを決定しましたので通知します。

記

自主研修の名称	
自主研修の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
費用の総額	
交付予定金額	円
備考	<ol style="list-style-type: none">1 自主研修が完了したときは、職員自主研修・グループ研究助成金交付申請書兼請求書（様式第8号）に必要な書類を添えて提出すること。2 自主研修の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、市長の承認を受けること。3 自主研修は、勤務時間外に実施すること。

年 月 日

（宛先）各務原市長

所 属
申請者 職名・氏名
内線番号

職員自主研修・グループ研究
（変更・中止・廃止）承認申請書

自主研修又はグループ研究を（変更・中止・廃止）したいので、次のとおり申請します。

申請の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止
研修等の種類	<input type="checkbox"/> 自主研修 <input type="checkbox"/> グループ研究
研修等の名称	
変更の内容	
変更・中止・廃止の理由	
変更・中止・廃止の年月日	年 月 日

様

各務原市長

職員自主研修・グループ研究
(変更・中止・廃止) 承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました職員自主研修・グループ研究助成金に係る自主研修又はグループ研究の(変更・中止・廃止)の申請につきましては、下記のとおりに決定しましたので通知します。

記

審査結果	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
申請の区分	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止
研修等の種類	<input type="checkbox"/> 自主研修	<input type="checkbox"/> グループ研究
研修等の名称		
研修等の予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
費用の総額	円	
交付決定(予定)金額	円	
特記事項		
(不承認の場合) 不承認の理由		

年 月 日

（宛先）各務原市長

所 属
申請者 職名・氏名
内線番号

職員自主研修・グループ研究実施報告書
兼助成金交付請求書

下記のとおり自主研修又はグループ研究の実施の結果を報告し、その内容が適当であるときは、併せて職員自主研修・グループ研究助成金の交付を請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 助成金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 出張所
預金の種類	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

3 添付書類

- (1) 助成対象経費を支払った事実及び額が確認できる書類
- (2) 前号の書類に助成対象経費の内訳が記載されていない場合にあっては、明細書等の助成対象経費の内訳が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 自主研修・グループ研究の実施報告

裏面に記載のとおり

（宛先）各務原市長

所 属
申請者 職名・氏名
内線番号

職員自主研修・グループ研究助成金
交付申請書兼請求書

職員自主研修・グループ研究助成金の交付を受けたいので、その交付を申請します。
また、助成金の交付の決定があったときには、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

1 申請金額 _____ 円

2 助成金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合		本店 支店 出張所
預金の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類

- (1) 助成対象経費を支払った事実及び額が確認できる書類
- (2) 前号の書類に助成対象経費の内訳が記載されていない場合にあっては、明細書等の助成対象経費の内訳が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 自主研修の成果

裏面に記載のとおり

自主研修の成果

自主研修の名称			
自主研修の	着手	年	月 日
実施期間	完了	年	月 日
自主研修の課題、目的			
自主研修の内容、方法			
自主研修の効果			
その他			